

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の職の設置に関する規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

職員の職に、新たに企画調整幹の職を加えることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職に、企画調整幹の職を設ける。

(2) 鳥取県行政組織規則の一部改正

部局等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局等に企画調整幹を置くことができることとする。

(3) 施行期日は、平成20年8月1日とする。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 平成19年8月より、工事ごとに変動する最低制限価格算定式を導入し、建設業者の適正な工事費の積算及び競争性を高めてきた。

(2) しかしながら、最低制限価格付近での過当競争が激化し、その副作用として原価割れ、労務費や下請け業者へのしわ寄せが生じていることが実態調査結果により明らかになったことから、最低制限価格について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 最低制限価格の設定範囲を予定価格の3分の2以上（現行 10分の8.5から3分の2まで）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は平成20年8月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。